

# 建築物等の整備方針

## 建築物等の整備方針の見方

次頁から建築物特定施設を基本として具体的な整備方針等について解説しています。

高齢者や障がい者をはじめ、だれもが安心して出かけられるまちづくりの実現を目指し、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例の基準（●）を図解等により詳しく解説するとともに、さらに配慮すべき事項を「望ましい整備（○）」として解説することで、事業者や設計者の方が施設を計画・改善する際に必要となる事項をまとめた資料としています。

- 政令・条例の基準：バリアフリー法施行令、福祉のまちづくり条例及びその他関係規定が定める基準、並びに同基準の実施に向けた運用・考え方

- 望ましい整備：配慮することが望ましい事項

また、建築物等の整備方針に掲載している内容は、高齢者、障がい者等のみなさまからいただいた貴重なご意見も反映し、基準の解説だけでなく、望ましい整備も解説していますので、その内容について理解を深めていただき、福祉のまちづくりがさらに進むよう、ご協力ををお願いいたします。

### 【各章のページの例】

#### [1] 敷地内の通路 (政令第16条・18条 条例第22条・24条)

この章の基本的な考え方を示しています。

##### 基本的な考え方

道等から建築物の入口まで、高齢者、障がい者等が安全に利用できるように配慮したアプローチを設置する。

その際、高齢者、障がい者等が安全に利用できるように配慮したアプローチを設置する。  
政令：バリアフリー法施行令  
条例：福祉のまちづくり条例

一般の利用者が主として利用するアプローチと同じ経路にすることが

●：政令・条例の基準 ○：望ましい整備

条例逐条解説 P.45～46、P.73～74  
建築設計標準 P2-19

##### 建築物移動等円滑化基準

##### 解説

一般基準	仕上げ ●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。（表1-1） 段 ●段がある部分は、次に掲げるものであること。 □手すりを設けること。 □踏面、側面部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差 が大きいこと。段を容易に識別できるものとすること。 ハ段造り 各項目は● ○ 2種類のマークによって分かれています。 ●：政令+条例の基準 ○：望ましい整備	構	床材の滑りの評価指標としては、 JIS A 1454がある。参考-276 参照
------	---	---	--

設計時に参考となる  
内容や、基準等の解説  
をしています。

##### 望ましい整備

##### 解説

動線計画	○高齢者、障がい者等の安全の確保を図るため、歩行者と車の動線 を分離する。 ○歩道と車路及び敷地の境界の段を解消する。 ○車椅子使用者と視覚障がい者との動線は、できる限り交錯を避ける 工夫をする。	構	やむを得ず、歩行者と車の動線が 交差する場合においては、見通し を良くする等、危険を回避する。 クラクション等の音が聞こえない聴 覚障がい者が安全に通行するため にも有効である。
------	--	---	--

基準ではないものの、整備  
することが望ましい内容  
を示しています。

ガイドラインの図解は基準の内容の理解を容易に  
するためのもので、一例として表示してあります。  
各施設の設計目的や構造などに応じて、より利用  
しやすいよう、設計における配慮をお願いします。

## [1] 敷地内の通路 (政令第16条・18条 条例第22条・24条)

### 基本的な考え方

道等から建築物の入口まで、高齢者、障がい者等が安全に利用できるように配慮したアプローチを設置する。

その際、高齢者、障がい者等に配慮したアプローチは、できる限り一般の利用者が主として利用するアプローチと同じ経路にすることが望ましい。

●:政令・条例の基準 ○:望ましい整備

条例逐条解説 P.59~60、P.93~94  
建築設計標準 P2-44

### 建築物移動等円滑化基準

### 解説

一般基準	仕上げ	●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	解説	床材の滑りの評価指標としては、JIS A 1454 がある。
	段	<ul style="list-style-type: none"> <li>●段がある部分は、次に掲げるものであること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 手すりを設けること。</li> <li>ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。</li> <li>ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けないこと。</li> </ul> </li> </ul>		
	傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> <li>●傾斜路は、次に掲げるものであること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 勾配が1/12を超える、又は高さが16cmを超える、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</li> <li>ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</li> </ul> </li> </ul>		<p>ノンスリップ加工を施す等、濡れても滑りにくい材料・仕上げとする。傾斜路の上端・下端または傾斜路全体を、色彩、色相または明度の差、輝度比等が確保された材料で仕上げる。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●傾斜路は、その両側に側壁又は立ち上がり部を設けなければならない。</li> </ul>		杖等による危険の認知、車椅子のキャスター等の脱輪防止
移動等円滑化経路	段	<ul style="list-style-type: none"> <li>●移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</li> </ul>	解説	
	通路幅員の確保	●幅は、120cm以上とすること。		手すりがある場合、その内側で計測する。
	転回スペース	●50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。		
	戸の構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>●戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</li> </ul>		[2]出入口 参照
	横断溝の仕様	●通路を横断する排水溝を設ける場合には、そのふたは、つえ、車椅子のキャスター等が落ちないものとすること。		地形の特殊性により、規定によることが困難である場合は、道等からの規定を車寄せからとることができる。 なお、「地形の特殊性」とは、急傾斜地による地形等をいう。例えば、傾斜地のため建築物近くまで高齢者、身体障がい者等が徒歩によりアプローチすることが困難で、車が車寄せまで乗り入れるような場合には、車寄せから建築物の出入口までの敷地内の通路の基準を適合させるものとする。
	傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> <li>●傾斜路の幅は、段に代わるものにあっては120cm以上、段に併設するものにあっては90cm以上とすること。</li> <li>●傾斜路の勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあっては、1/8を超えないこと。</li> <li>●傾斜路の高さが75cmを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。</li> </ul>		

望ましい整備	解説
動線計画	<p>○高齢者、障がい者等の安全の確保を図るため、歩行者と車の動線を分離する。</p> <p>○歩道と車路及び敷地の境界の段を解消する。</p> <p>○車椅子使用者と視覚障がい者との動線は、できる限り交錯を避ける工夫をする。</p> <p>○高齢者、障がい者等と他の利用者が同じ経路を利用できるように計画する。やむを得ず高齢者、障がい者等用の主要な通路を別に設ける場合は、できる限り他の利用者と著しく異なる経路とならないよう留意する。</p> <p>○位置や内容を確認しやすいように、音声案内を適切に設置する。</p> <p>○弱視者が敷地内の車路へ進入してしまうのを防ぐために、歩道と車路の間に、周囲との違いを認知しやすい色の手すりを設ける、歩道と車路の色の明度、色相又は彩度の差を大きくし、その境界を容易に識別できるものとする等の配慮をする。</p> <p>○敷地内の通路と道路の境界部分や出入口前の段差を解消するため、L形側溝や縁石の立ち上がり部分の切下げ等について道路管理者等と協議を行い、車椅子使用者等の移動が円滑になるよう配慮する。</p>
通路幅員の確保	<p>○通路の幅は、180cm以上とする。</p> <p>○通路が狭い場合、折れ曲がり部に隅切りをとると車椅子が通行しやすい。</p>
通路上の障害物	<p>○モニュメント、車止め、植樹ます等の設置を行う場合は、車椅子使用者、視覚障がい者の通行に支障が出ないよう配慮する。</p>
段	<p>○けあげは16cm以下、踏面は30cm以上、け込み2cm以下とする。</p> <p>○杖使用者の利用に配慮し、段の幅は140cm以上とする。</p> <p>○手すりはできる限り連続させ、壁面を手すり子形式とする場合は、基部を5cm立ち上げる。</p>
傾斜路	<p>○傾斜路の勾配は、屋外では雨天時を考慮して1/15以下とする。</p> <p>○通行の安全確保、休憩、方向転換のため、傾斜路の上端・下端、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも、踏幅150cm以上の水平なスペースを設ける。</p> <p>○傾斜路が広幅員又は長くなる場合は、両側に手すりを設ける。</p> <p>○傾斜路の手すりの端部は歩き始めの安定確保や、視覚障がい者の利用配慮のため、45cm以上の長さの水平部分を設ける。</p> <p>○義足使用者や片まひ者は階段のほうが上り下りしやすい場合もあるため、緩勾配の手すり付階段を併設する。</p>
照明	<p>○夜間の安全な通行に配慮して照明設備を設置する。</p> <p>○段のある部分は、低位置に照明設備を設置し、踏面とけあげ面を明るく照らす。</p>
車寄せ	<p>○車寄せを設ける場合、車椅子使用者が車椅子に乗ったまま車両から降りるのに十分なスペースを確保する。</p>
休憩スペース	<p>○50m以内ごとにベンチ等の休憩設備を設ける。ただし、円滑な通行に支障を及ぼさない範囲で、適切な間隔に設置する。</p> <p>ベンチは座面の高さ40～45cm、背もたれの高さ75cm程度とする。</p>

## 解説図一覧

図 1.1 敷地内の通路の有効幅員	●○
表 1.1 傾斜路の床仕上げの例	○
図 1.2 アプローチ(高低差がない場合)	●○
図 1.3 傾斜路	●○
図 1.4 傾斜路の立ち上がりと手すり	●○
図 1.5 横断溝の仕様	○

## チェック項目(政令・条例の基準)

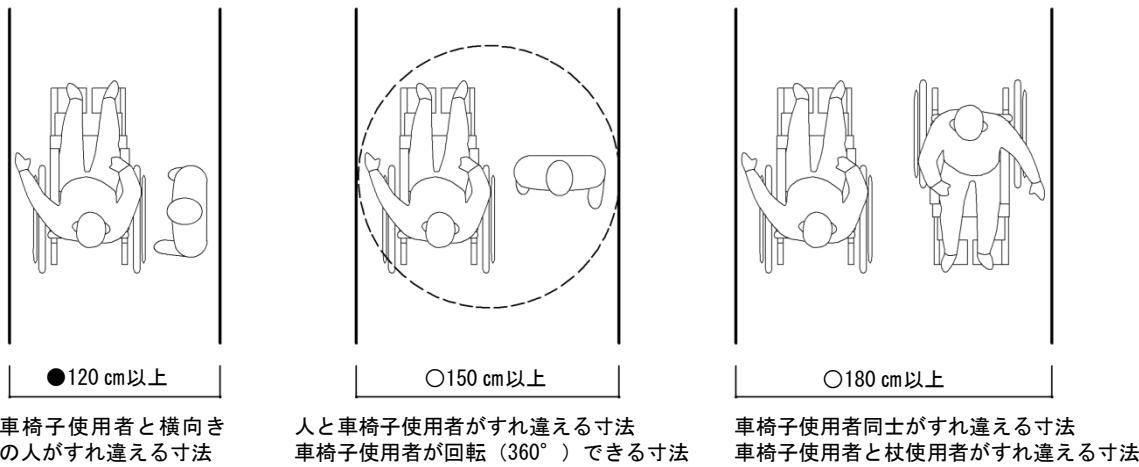
一般基準	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②段がある部分	—
	(1)手すりを設けているか	
	(2)識別しやすいものか	
	(3)つまずきにくいものか	
	③傾斜路がある部分	—
	(1)手すりを設けているか (勾配1／12を超える高さ16cmを超えるかつ、1／20を超える傾斜部分に限る)	
	(2)前後の通路と識別しやすいものか	
	(3)両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか	
	④幅は120cm以上であるか	
移動等円滑化経路	⑤区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか	
	⑥戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	⑦通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車椅子のキャスター等が落ちないものとしているか	
	⑧傾斜路がある部分	—
	(1)幅は段に代わる場合は120cm以上、段に併設する場合は90cm以上であるか	
	(2)勾配は1／12を超えていないか(高さ16cm以下の場合は1／8を超えていないか)	
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1／20を超える場合に限る)	
	⑨上記①から⑧は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

## 関連する章

- ・[4]階段
- ・[13]案内設備
- ・[14]案内設備までの経路

●政令・条例の基準  
○望ましい整備

●○図 1.1 敷地内の通路の有効幅員



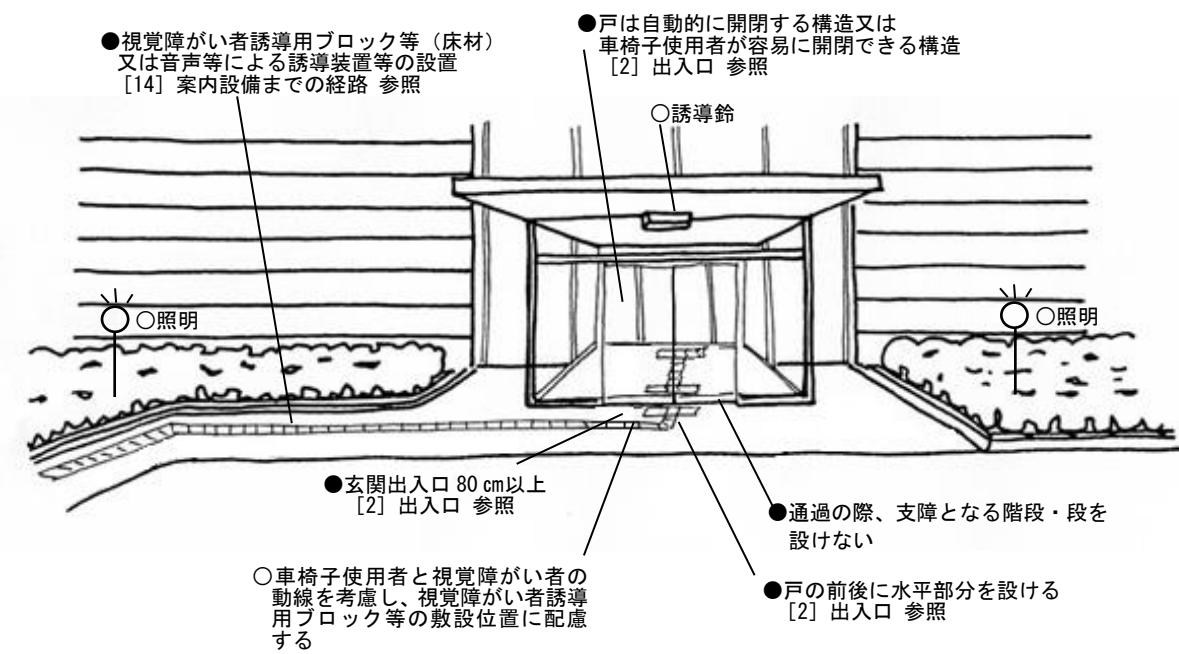
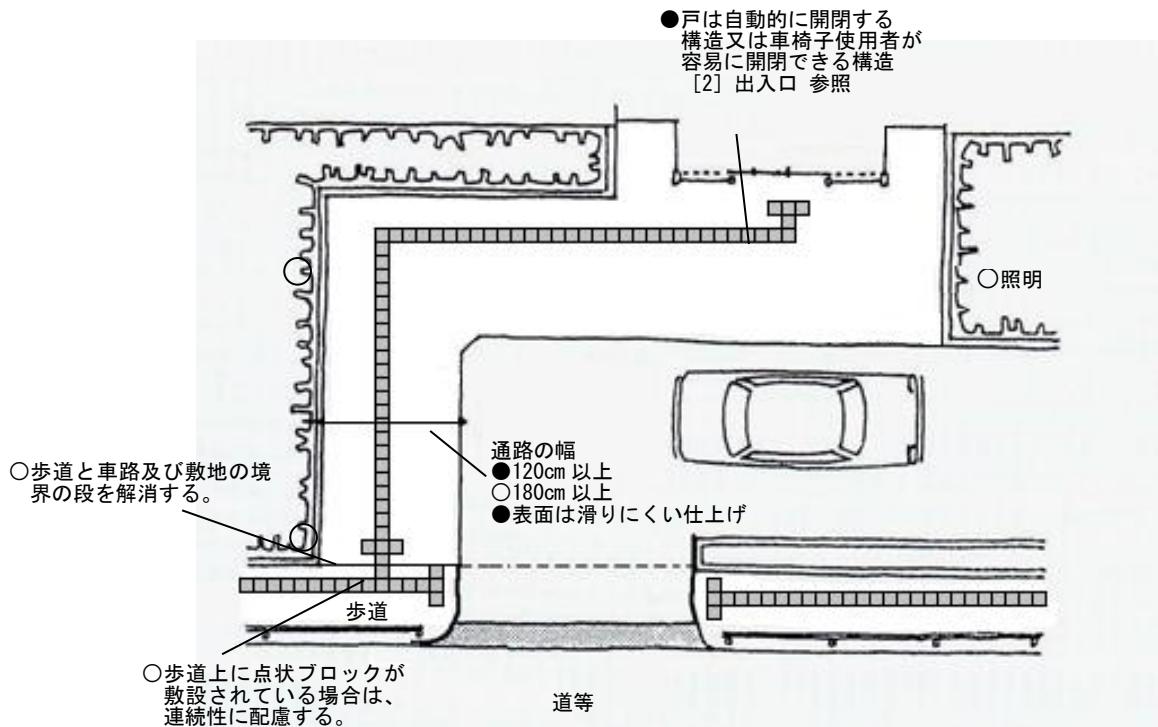
○表 1.1 傾斜路の床仕上げの例

床材(舗装材)	配慮事項
アスファルト	平滑に仕上げる
コンクリート・モルタル	ほうき目等、粗面が望ましい
コンクリート平板	ゴム入等、ノンスリップ加工が必要
インターロッキング・レンガ アスファルトブロック	不陸(凸凹等)のないように仕上げる
タイル・本石	粗面で筋入りのものとする

※目地を設ける場合は、必要最小限とし、車椅子通行時に支障とならないよう配慮する。

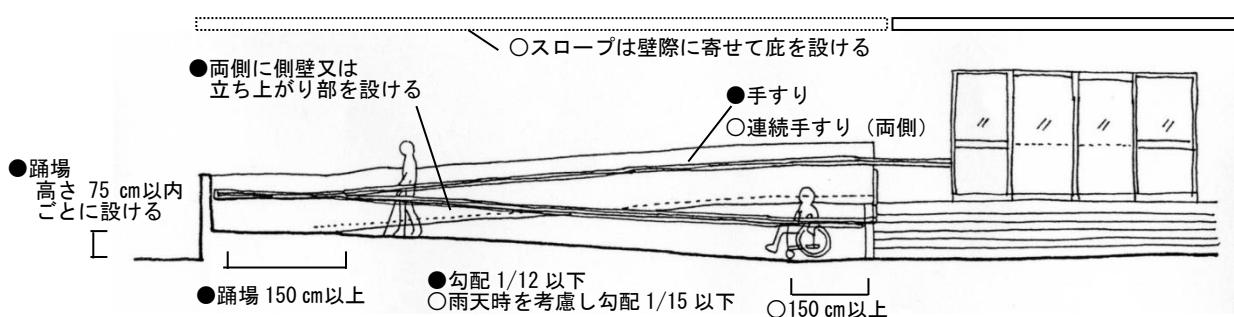
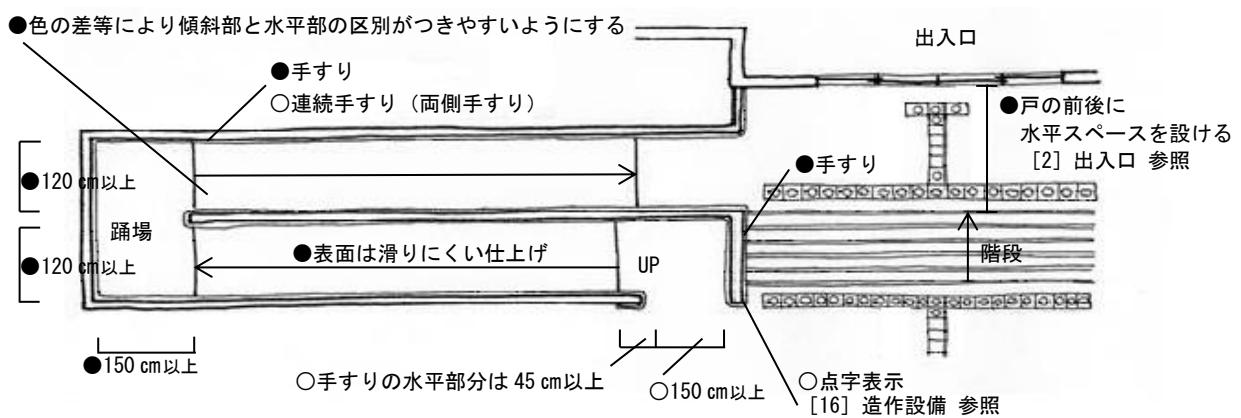
●○図 1.2 アプローチ  
(高低差がない場合)

●政令・条例の基準  
○望ましい整備

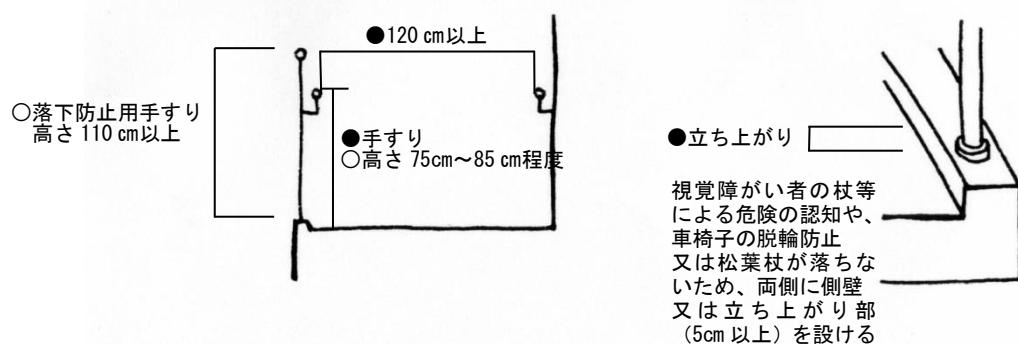


●政令・条例の基準  
○望ましい整備

●○図 1.3 傾斜路



●○図 1.4 傾斜路の立ち上がりと手すり



●政令・条例の基準  
○望ましい整備

○図 1.5 横断溝の仕様

